第二十八条第一項第五号を次のように改める。

五　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

第二十八条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二十八条第一項第六号中「保険業法施行規則」を「郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

警察庁組織令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百二十三号）の施行に伴い、及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官」を「警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長」に、「犯罪収益移転防止管理官」を「組織犯罪対策企画課長」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「犯罪収益移転防止管理官」を「組織犯罪対策企画課長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行前にこの命令による改正前の疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官がした通知その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官に対してされた届出は、それぞれ、この命令の施行後は、この命令による改正後の疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした通知その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長に対してされた届出とみなす。

○内閣府、総務省、経済産業省令第二号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「、同条第一号の三に掲げる火災共済協同組合」を削る。

附　則

この命令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「役員」の下に「、会計監査人」を加え、同条に次の一号を加える。

六　金庫の事業の内容及び方法が預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

第十四条第一項中「、第四十五条第十一項」を「並びに第四十五条第十五項」に改め、「第三項」の下に「、第五十条の二第四項」を加え、「第二号及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第四号中「受けた株式又は持分」を「受けたもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「規定する投資事業有限責任組合」の下に「（以下この号及び第五十条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）